



屋外に広告物（看板など）を表示している皆様へ

屋外広告物のルールが変わります！

大分市では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等を目的とし、大分市屋外広告物条例及び大分市屋外広告物条例施行規則（以下「屋外広告物条例等」）に基づき、看板などの屋外広告物の規制を行っています。

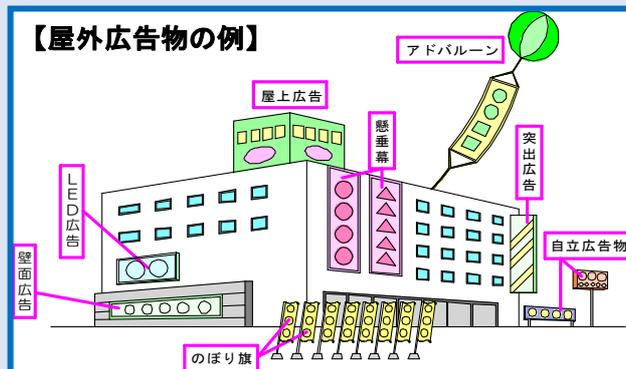
近年の屋外広告物の落下事故等を受け屋外広告物の安全対策等が課題となっている事から、屋外広告物の管理や安全点検を実施する者の要件を、高度な知識と経験を有する資格者に変更するとともに更新許可申請時における安全点検の義務化等を行うことにより、適切な維持管理の推進や安全点検の実施を行い、老朽化した屋外広告物の落下事故等を未然に防止するなど、安全対策をより一層推進するため屋外広告物条例等の改正を行いました。

そもそも屋外広告物のルールって何？

屋外に看板等を設置するには、原則として大分市長の**許可が必要**です。

また、看板等設置後は、**良好な状態に保持するための管理**や**役目終えた看板の除却**も設置者の義務です。

許可の取得など必要な手続きをしないと、**罰則（30万円以下の罰金等）が適用**される場合があります。



何が変わったの？

- 資格を持った者による安全点検を受ける義務を追加しました！
- 管理者の資格要件から「講習会修了者」を除外しました！

※改正の詳細は裏面をご覧ください

いつから始まるの？（改正した内容が適用される日）

令和4年4月1日からです。

ただし、既に適法に表示されている広告物については、**令和7年3月31日まで経過措置**を設けています。

※新規の許可申請等に係る広告物については、令和4年4月1日より改正条例等が適用されます

※既に適法に表示されている広告物とは？

改正条例等の施行日前（令和4年3月31日まで）に設置許可を受けている広告物

大分市屋外広告物条例等の改正ポイント

1.有資格者による安全点検の義務付け

- 屋外広告物の所有者等に対し、有資格者による**安全点検を義務化**しました。
(※安全点検を行える有資格者の要件は、管理者の資格要件と同様です)
- 点検の実施時期**：更新許可申請前3月以内に安全点検を実施
(基本的には、3年又は1年ごとに安全点検が必要となります)
- 安全点検報告書**：安全点検を実施した際は「屋外広告物安全点検報告書（新様式第3号の2）」を作成し、更新許可申請時に添付が必要となります

安全点検広告物一覧表（点検者の資格）

No	点検義務の有無	広告物又は掲出物件の種類	点検資格要件
①	点検義務なしの広告物	●許可対象外の広告物等（適用除外広告物等） ●はり紙・はり札などの許可期間が1月以内の簡易な広告物等	—
②	点検義務ありの広告物	●自立広告物や屋上広告物など、許可期間が3年以内の広告物等に該当するもの	有資格者
③		●許可期間が1年以内である電柱、街路柱、消火栓標識柱の袖付および巻付け広告物等など、上記①②以外の広告物等	資格なしでも可

※点検義務のない広告物についても、これまでどおり安全確認は必要です
(更新許可申請書の裏面（屋外広告物等安全点検書）の記載は必要)

2.屋外広告物の管理者の資格要件の見直し

- 管理者の資格要件から「講習会修了者」を除外します。

管理者の資格要件(改正前)	管理者の資格要件(改正後)
①屋外広告士	①屋外広告士
②講習会修了者	(削除されました)
③広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者	②広告美術仕上げに係る職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者
④1級建築士・2級建築士	③1級建築士・2級建築士

※安全点検者の資格要件も上記資格者と同様

3.その他の改正

- 上記の改正及び押印廃止に伴い、各種様式を改正します

お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、大分市 都市計画部 まちなみ企画課
(097-537-5968)までお問い合わせください。